

令和5年第1回定例会
土木企業立地推進委員会資料
(令和4年度関係)

- 1 令和4年度企業局主要事業実施状況 … 2
- 2 令和4年度包括外部監査の結果報告及び
今後の対応について … 8

令和5年3月15日

企業局

令和4年度 企業局主要事業実施状況

<給水実績>

○水道用水供給事業

- ・給水対象市町村：37市町村
- ・年間給水量（見込）：1億4,183万 m^3 （対前年度比 82万 m^3 [0.5%] 増加）

○工業用水道事業

- ・給水契約先：248事業所（給水区域：22市町村）
- ・年間給水量（見込）：3億2,723万 m^3 （対前年度比 48万 m^3 [0.1%] 増加）

1. 水道事業の経営基盤強化に向けた広域化等の推進

（1）県南西広域水道用水供給事業の統合による施設等の整備

令和2年4月に統合した県南西広域水道用水供給事業において、旧県西広域の新たな水需要に対応し、水量に余裕がある旧県南広域から水融通を行うため、利根川浄水場（旧県南）～水海道浄水場（旧県西）間の連絡管や送水管路の整備を進めた。

事業期間	令和3年度～令和10年度
全体事業費	10,268百万円（うちR4：2,024百万円）
R4年度実績	連絡管布設工事2.3km、送水管布設工事4.3km、ポンプ詳細設計
進捗状況	26.7%（見込）

（2）県中央広域水道用水供給事業における浄水場の適正配置等の検討

県中央圏域の事業体及びその隣接団体を対象に、既存事業体の枠組みを超えた水道施設の最適化を検討し、その概略効果を試算することで、広域連携の推進及び水道基盤の強化を図るための基礎資料を作成した。（令和3～4年度、6百万円）

（3）鹿行広域水道用水供給事業における浄水場の適正配置等の検討

今後の水需要予測を踏まえ、鹿行地区における浄水場の再構築について合理性・経済性の面から施設の適正配置のために必要な基本計画を策定した。

（4）市町村自己水源（表流水・地下水）から県水道用水への転換促進

自己水源から県水道用水への転換を行った受水団体に対し、増量した水量の基本料金の2分の1を減免した。

減免対象	増量した水量（平成29年7月～令和7年3月の需給契約が対象）
減免期間	増量開始から5年間
減免額	基本料金の1/2（令和4年度：59,174千円）

(5) 安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

各浄水場の運転管理業務を公益財団法人茨城県開発公社へ委託し、安定的な運転管理体制を確保した。

委託期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日（1年間）
契約額	1,037百万円

(6) 水道普及率の向上と普及啓発活動の充実

水道加入促進の取組を実施する市町村等に対し、増加した使用水量見合いの使用料金の2分の1を減免した。

事業開始	平成22年4月
減免対象	19市町村2企業団
事業実績	事業開始から令和4年9月までの適用件数 79,060件 ※推定給水人口 203,964人の増加
事業効果	水道普及率 2.8%増加 [H21: 92.3% → R2: 95.1%] ※対象市町村等: 5.7%増加、その他市町村: 2.1%増加

2. 安定的に工業用水を供給できる事業環境の整備

(1) 安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

①公益財団法人茨城県開発公社への運転管理業務委託

各浄水場（那珂川浄水場を除く）の運転管理業務を公益財団法人茨城県開発公社へ委託し、安定的な運転管理体制を確保した。

委託期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日（1年間）
契約額	500百万円

②那珂川浄水場運転管理業務・保全業務の一体的民間委託（R1年度～R5年度）

那珂川浄水場の運転管理業務・保全業務を民間事業者へ委託し、効率的な運転管理体制を確保した。

委託期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）
委託先	日立・昱特定共同企業体
契約額	852百万円 [5年総額]（うちR4: 170百万円）

(2) 新規受水企業を対象とした優遇制度の推進

県南西広域工業用水道事業における管路整備費の優遇制度（一部負担免除）の適用により、契約水量の増を図った。

適用企業数	1社
契約水量	+400 m ³ /日
整備費の軽減額	5百万円（見込）

3. デジタル化の推進と新技術の導入

(1) 施設管理の効率化に向けたデジタル化の積極的な推進

①工業用水スマートメーター導入 (R4年度～R5年度)

令和3年度までの実証試験を踏まえ鹿島工水に先行導入中。令和4～5年度に受水企業69事業所にスマートメーター85台を設置する。(令和4年度45事業所、5年度40事業所)
今年度分については、11月に設置工事契約済み(契約額14,300千円)。
また、簡便に水量調定を実施するため、自動計算プログラムを独自開発した。

②中央監視設備遠隔監視システム導入 (R4年度)

今年度9月末までに全11浄水場に導入完了し運用開始済み。停電時、地震発生時等に迅速に各浄水場の状況確認が可能となり危機管理能力の向上に寄与している。
また、本技術について土木部河川課の依頼を受け、ダム監視装置への導入について技術支援を実施した。

(2) 霞ヶ浦浄水場への新たな高度浄水処理施設の整備 <全国初>

霞ヶ浦を水源とする浄水場で課題となっている高濃度のかび臭を安定的に除去できる、全国初の新たな浄水処理技術を導入するため、オゾン促進酸化処理施設の整備を進めた。

事業期間	令和2年度～令和5年度
全体事業費	5,200百万円(うちR4:1,890百万円)
R4年度実績	オゾン接触池築造、電気・機械設備、建築付帯設備工事
進捗状況	75.9%(見込) ※事業費ベース

4. 大規模災害に備えた危機管理対策の強化

(1) 管路の耐震化の推進

東日本大震災による被害状況を踏まえて策定した「管路更新事業化計画」に基づき、地盤の液状化の危険度が高い区間から優先的に耐震化を進めた。

事業期間	平成24年度～令和6年度[管路更新事業化計画]
全体事業費	64,145百万円(うちR4:3,865百万円)
対象管路	326.5km(上水161.2km、工水165.3km)
R4年度実績	5.8km(上水3.8km、工水2.0km)
更新済管路	184.1km(上水95.7km、工水88.4km)
進捗状況	56.4%(見込) ※延長ベース

(2) 広域水道事業間のバックアップ体制の強化

県中央広域(水戸浄水場)ー鹿行広域(鹿島浄水場)間を連結する緊急連絡管の整備を進めた。

事業期間	平成28年度～令和5年度
全体事業費	1,711百万円（うちR4：328百万円）
R4年度実績	管路布設工事 2.0 km
進捗状況	78.0%（見込） ※延長ベース（全体：10.9 km）

（3）老朽化施設の計画的な改築及び設備更新

①潤沼川浄水場の設備更新

機能診断調査結果に基づき、薬品注入設備（機械・電気）の更新に着手した。

事業期間	令和3年度～令和5年度
全体事業費	646百万円（うちR4：230百万円）
R4年度実績	薬品注入機械・電気設備更新工事
進捗状況	38.7%（見込） ※事業費ベース

②鹿島浄水場の中央監視制御設備更新

設計成果に基づき、中央監視制御設備の更新に着手した。

事業期間	令和4年度～令和6年度
全体事業費	2,443百万円（うちR4：434百万円）
R4年度実績	中央監視制御設備更新工事
進捗状況	17.8%（見込） ※事業費ベース

③水海道浄水場の設備更新に係るバックアップ施設整備

水海道浄水場の施設更新に先立ち、整備が必要となる沈殿池の詳細設計を実施した。

事業期間	令和4年度～令和7年度
全体事業費	2,289百万円（うちR4：76百万円）
R4年度実績	詳細設計
進捗状況	3.3%（見込） ※事業費ベース

（4）災害対策訓練の充実

①水道事務所等における情報伝達及び漏水等対応訓練の実施

災害時や緊急時にも安全で安心な水を安定して供給し続けるため、各浄水場において受水団体や災害協定締結事業者等との情報伝達系統の確認を行った。

②大規模災害に備えた他部局との合同での災害対策訓練の実施

令和4年8月4日、防災・危機管理部、保健医療部、福祉部、土木部と合同で、線状降水帯の発生で河川の氾濫や土砂崩れが発生したというシナリオに基づいて訓練を実施した。

訓練では、初動対応体制や連絡方法等を確認するとともに、停電対応、応援給水、取水口のゴミ除去について、実働訓練を実施した。

(5) 大規模災害時における広域連携の強化

公益社団法人日本水道協会関東地方支部が主催する大規模災害による広域断水の発生を想定した情報連絡訓練に参加し、大規模災害発生時の情報連絡体制や同協会への応援給水要請の流れを確認した。

また、「東京都と茨城県の支援拠点水道事業者としての活動に関する覚書」に基づき、東京都と情報連絡訓練を実施するとともに、当該覚書の実効性を高めるため、東京都への救援隊受入れに必要な次の事項について調整を行った。

- ・食糧の確保について、イオングループと支援協力のスキームを再確認した。
- ・宿泊場所の提供について、茨城県ゴルフ場支配人会と平成 30 年度に締結した覚書の見直しを行った。

5. 新たな工業団地の整備等による地域振興

(1) 圏央道沿線地域における新たな工業団地の整備

①つくばみらい福岡地区土地造成事業における造成工事等

つくばみらい福岡地区土地造成事業（圏央道インターパークつくばみらい）については、公益財団法人茨城県開発公社への業務委託により、造成工事等を進めた。

<（公財）茨城県開発公社への業務委託の概要>

事業期間	令和3年度～令和5年度
全体事業費	19,471百万円（うちR3繰越+R4：12,032百万円）
R4年度実績	用地取得完了、造成工事進捗率55%（本数ベース、3月末見込）

<立地決定の概要>

区画	企業名	分譲面積	分譲価格
区画①	トーイン(株)	4.0ha	1,580百万円
区画③	(株)クボタ	9.4ha	3,575百万円
区画⑤北西	アミノ化学工業(株)	0.5ha	198百万円
区画⑤北東	第一電材(株)	1.0ha	364百万円
区画⑥	日清食品(株)	33.0ha	12,939百万円
計		47.9ha	18,656百万円

②坂東山地区土地造成事業における基本・実施設計、用地取得等

坂東山地区土地造成事業（フロンティアパーク坂東）については、公益財団法人茨城県開発公社への業務委託により、基本・実施設計、用地取得等を進めた。

< (公財) 茨城県開発公社への業務委託の概要 >

事業期間	令和4年度～令和6年度
全体事業費	17,476百万円（うちR4：5,237百万円）
R4年度実績	基本・実施設計実施中（R5へ繰越） 用地取得率87.3%（面積ベース、2/15現在）

(2) 既存工業団地における未造成地の整備

令和4年1月24日に株式会社SHOEIと土地売買契約を締結した江戸崎工業団地第5号画地について、造成工事を行った。

(3) 市町村等と連携した工業団地の立地企業に対するフォローアップ

立地企業からの要望等に対し、関係機関への働きかけや調整を行うなど、企業が活動しやすい事業環境の整備に努めた。

項目	令和4年度包括外部監査の結果報告及び今後の対応について	
1 監査の実施経過		
(1) 監査テーマ 水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について		
(2) 監査対象機関 9機関 企業局(本局及び4水道事務所)、関係機関((公財)茨城県開発公社)、政策企画部(水政課)、総務部(財政課、管財課)		
(3) 監査の視点		
<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行は適切に実施されているか。 ・水道事業における財産の老朽化に対応する維持管理等が適切に実施されているか。 ・長期的に水道事業が健全に運営されるための計画が適切に立案、実施されているか。 		
(4) 監査実施期間 令和4年7月11日～令和5年2月28日		
(5) 包括外部監査人 小笠原 隆(公認会計士)		
2 監査結果		
(1) 企業局への指摘等の件数：20件(指摘:3件、意見17件)		
(2) 企業局への主な指摘等		
区分	指摘等の内容	担当所属
指摘	【長期収支見通しにおける投資コスト上昇反映の必要性】 ○ 工事費の中で労務費や材料費の高騰などにより、投資コストの上振れリスクがある。長期収支見通しにおける財源試算において許容できる範囲で投資コストを増額することの可否を検討する必要がある。 ○ 将来の投資コスト精緻化のため、各水道管のルートごとの工法を特定することや不断水工事の必要なエリアを特定することなど投資計画に反映させる必要がある。	施設課
指摘	【長期収支見通しの給水人口減少の影響反映の必要性】 ○ 将来の給水人口減少の予測が長期収支見通しに反映されていない。長期収支見通しの精緻化、合理性の向上のため、将来の給水人口減少の予測を長期収支見通しに反映させる必要がある。	業務課
指摘	【長期収支見通しにおける物価変動の影響反映の必要性】 ○ 長期収支見通しにおける費用及び設備投資において物価変動を見込んでいない。長期収支見通しの精緻化、合理性の向上のためには物価変動の影響を反映させる必要がある。	施設課
意見	【県中央広域水道用水供給事業の経営改善】 ○ 霞ヶ浦導水事業が完成する予定である令和12年度以降においては、同事業に係る減価償却費や水源管理負担金が発生することにより、さらに厳しい経営状況となることが見込まれる。長期収支見通しにより、将来の計画期間において、継続的な赤字が見込まれるような場合には、料金改定を含めた抜本的な経営改善が必要であると考える。	業務課
意見	【管路情報システムの利活用について】 ○ 同システムは水道管情報の一元的管理に資するシステムであるところ、工事費、老朽度評価等の情報が未入力であり、布設年度が未入力の資産もあった。より一層の利活用を図るためには、工事費や老朽度評価など、重要性の高い項目は整備していく必要があると考えられる。	施設課
※指摘 ...適法性・正当性に問題がある事項及び経済的合理性の観点から問題のある事項で、具体的な改善措置を求めるもの 意見 ...包括外部監査人からの提案で、改善の参考とするもの		
3 今後のスケジュール		
時期	内容	
3月～5月	監査結果報告(指摘事項等)に対する改善措置を検討	
6月中旬	第2回県議会定例会の土木企業立地推進委員会において改善措置を報告	
7月下旬	監査委員による改善措置の公表	

令和5年第1回定例会
土木企業立地推進委員会資料

令和4年度決算特別委員会改善要望への対応状況一覧

令和5年3月15日

企 業 局

令和4年度決算特別委員会改善要望への対応状況一覧

【部局名：企業局】

No.	要望項目 (担当課)	要望内容	R 5 当初予算への反映状況	その他対応状況
1	水道事業会計について (総務課)	水道事業会計において、過年度損益修正が発生したが、公営企業会計の原則を踏まえ、保有資産に関する一層の適正管理に努めること。	—	○予算要求ヒアリング時に除却手続きの事務処理フローを活用し、除却手続きの確認と除却漏れ防止対策を徹底（当初：R4.9 補正：R4.12） ○水道事務所担当者等に対し、資産管理事務の研修会を行い、除却漏れ防止の具体的な取組みを周知（R4.11） ○水道事務所等において、本局職員立会いのもと除却資産の確認を実施中（R5.1～R5.3）

令和5年2月28日開会

④

令和5年第1回茨城県議会定例会議案

(第 2 綴)

茨 城 県

第59号議案

令和4年度 茨城県水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度茨城県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度茨城県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「141,807,387㎡」を「141,825,433㎡」に、同条第3号中「388,513㎡」を「388,563㎡」に、同条第4号中「7,693,684千円」を「7,586,973千円」に、「1,128,343千円」を「1,000,960千円」に、「2,147,800千円」を「1,121,144千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 事業 収 益	19,907,753千円	72,486千円	19,980,239千円
第1項 営 業 収 益	17,657,192千円	19,680千円	17,676,872千円
第2項 営 業 外 収 益	2,250,561千円	9,664千円	2,260,225千円
第3項 特 別 利 益	-千円	43,142千円	43,142千円
	支 出		
第1款 事業 費 用	19,001,218千円	62,841千円	19,064,059千円
第1項 営 業 費 用	17,942,896千円	△ 14,288千円	17,928,608千円
第2項 営 業 外 費 用	1,045,922千円	77,129千円	1,123,051千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「8,646,232千円」を「8,098,739千円」に、「7,927,646千円」を「5,342,804千円」に、「495,153千円」を「436,586千円」に、「223,433千円」を「2,319,349千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 資 本 的 収 入	5,617,074千円	△ 894,314千円	4,722,760千円
第1項 国 庫 補 助 金	946,716千円	△ 4,377千円	942,339千円
第2項 企 業 債	3,201,700千円	△ 1,153,700千円	2,048,000千円
第3項 出 資 金	1,222,000千円	183,000千円	1,405,000千円
第4項 負 担 金	31,973千円	89,278千円	121,251千円
第6項 長 期 借 入 金	84,592千円	162千円	84,754千円
第7項 関 連 事 業 収 入	16,469千円	△ 8,677千円	7,792千円
	支 出		
第1款 資 本 的 支 出	14,263,306千円	△ 1,441,807千円	12,821,499千円
第1項 建 設 改 良 費	10,969,827千円	△ 1,260,750千円	9,709,077千円
第2項 資 産 購 入 費	88,583千円	△ 22,437千円	66,146千円
第3項 償 還 金	3,058,023千円	△ 11,747千円	3,046,276千円

第4項 補助金返還金	141,384千円	△	141,384千円	-千円
第5項 出資金返還金	5,489千円	△	5,489千円	-千円
(企業債の補正)				

第5条 予算第6条中限度額「3,201,700千円」を「2,048,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「1,060,012千円」を「1,003,508千円」に改める。

令和5年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第60号議案

令和4年度 茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度茨城県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度茨城県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「251事業所」を「248事業所」に、第2号中「326,024,925㎡」を「327,234,265㎡」に、同条第3号中「893,219㎡」を「896,532㎡」に、同条第4号中「186,884千円」を「239,627千円」に、「1,199,015千円」を「1,192,448千円」に、「2,358,740千円」を「1,152,140千円」に、「461,111千円」を「1,390,100千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 事業収益	13,564,216千円		2,379千円	13,566,595千円
第1項 営業収益	12,247,354千円		59,261千円	12,306,615千円
第2項 営業外収益	1,316,862千円		△ 69,080千円	1,247,782千円
第3項 特別利益	-千円		12,198千円	12,198千円
		支	出	
第1款 事業費用	12,039,206千円		△ 143,020千円	11,896,186千円
第1項 営業費用	11,389,095千円		△ 174,258千円	11,214,837千円
第2項 営業外費用	639,611千円		31,238千円	670,849千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「4,808,197千円」を「3,534,280千円」に、「4,095,853千円」を「1,346,340千円」に、「222,488千円」を「223,200千円」に、「及び建設改良積立金489,856千円」を「減債積立金750,000千円及び建設改良積立金1,214,740千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 資本的収入	1,962,100千円		1,043,363千円	3,005,463千円
第1項 国庫補助金	75,600千円		523,410千円	599,010千円
第2項 企業債	1,886,500千円		△ 847,800千円	1,038,700千円
第3項 負担金	-千円		740,525千円	740,525千円
第4項 基金繰入金	-千円		600,000千円	600,000千円
第5項 関連事業収入	-千円		27,228千円	27,228千円
		支	出	
第1款 資本的支出	6,770,297千円		△ 230,554千円	6,539,743千円
第1項 建設改良費	4,205,750千円		△ 231,435千円	3,974,315千円
第2項 資産購入費	5,955千円		△ 934千円	5,021千円
第3項 償還金	2,478,888千円		1,809千円	2,480,697千円

第4項 基金積立金	79,704千円	1千円	79,705千円
第5項 負担金返還金	-千円	5千円	5千円
(企業債の補正)			

第5条 予算第6条中限度額「1,886,500千円」を「1,038,700千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「711,770千円」を「699,551千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「51,818千円」を「45,112千円」に改める。

令和5年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第61号議案

令和4年度 茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度茨城県地域振興事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度茨城県地域振興事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「1,514,194千円」を「1,511,381千円」に、「7,637,725千円」を「7,587,596千円」に、「5,261,100千円」を「5,246,000千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 土地造成事業収益	47,303千円		△ 3,200千円	44,103千円
第1項 営業収益	47,249千円		△ 3,305千円	43,944千円
第2項 営業外収益	54千円		105千円	159千円
	支		出	
第1款 土地造成事業費用	82,493千円		48,301千円	130,794千円
第1項 営業費用	41,796千円		△ 3,269千円	38,527千円
第2項 営業外費用	38,397千円		51,570千円	89,967千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,014,194千円」を「1,236,260千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 土地造成事業資本的収入	13,398,825千円		△ 290,108千円	13,108,717千円
第1項 企業債	12,803,200千円		△ 515,100千円	12,288,100千円
第2項 受託工事収入	385,000千円		232,500千円	617,500千円
第3項 関連事業収入	210,625千円		△ 7,508千円	203,117千円
	支		出	
第1款 土地造成事業資本的支出	14,413,019千円		△ 68,042千円	14,344,977千円
第1項 土地造成費	14,413,019千円		△ 68,042千円	14,344,977千円

（企業債の補正）

第5条 予算第6条中限度額「12,803,200千円」を「12,288,100千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第6条 予算第9条第1号中「42,962千円」を「39,781千円」に改める。

令和5年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

令和5年第1回定例会
土木企業立地推進委員会資料
(令和5年度関係)

- 1 令和5年度企業局事業執行方針 … 2
- 2 霞ヶ浦浄水場における高度浄水処理施設の導入について … 5
- 3 水道用水供給事業の料金見直し（延期）について … 6

令和5年3月15日

企業局

令和5年度 企業局事業執行方針

1. 経営の基本

- (1) 安全で安心な水を安定的・継続的に供給すること
- (2) 時代のニーズに即した事業を実施すること
- (3) 公営企業として常に健全経営をめざすこと

2. 事業執行方針

○人口減少により水需要が減少し、経営環境が厳しさを増す中、県民のライフラインである水を安定的・継続的に供給するとともに、企業立地等による地域振興を図るため、『企業局経営戦略』を踏まえ5つの方針を定め、事業を推進する。

- (1) 水道事業の経営基盤強化に向けた広域化等の推進
- (2) 安定的に工業用水を供給できる事業環境の整備
- (3) デジタル化の推進と新技術の導入
- (4) 大規模災害に備えた危機管理対策の強化
- (5) 新たな工業団地の整備等による地域振興

【令和5年度当初予算案（支出の部）】

水道用水供給事業	34,880,762千円	[R4: 33,264,524千円 (+ 1,616,238千円)]
工業用水道事業	21,194,483千円	[R4: 18,809,503千円 (+ 2,384,980千円)]
地域振興事業	47,210,459千円	[R4: 14,495,512千円 (+32,714,947千円)]
合計	103,285,704千円	[R4: 66,569,539千円 (+36,716,165千円)]

3. 主要事業

(1) 水道事業の経営基盤強化に向けた広域化等の推進

① 県南西広域水道用水供給事業の統合による施設等の整備

- ・管路の実施設計及び整備、増圧ポンプ場の実施設計（R3年度～）

1,692,573千円 [R4: 1,520,069千円]

② 「茨城県水道ビジョン」に基づく広域連携の推進

新規・水道事業の広域化に向けた検討・調整会議及び水道基盤強化計画策定への参画

66,737千円 [R4: ー千円]

③ 鹿行広域水道用水供給事業における浄水場の適正配置等の検討

- ・鹿島浄水場における浄水施設改築のための実施設計

160,000千円 [R4: 160,000千円]

④ 市町村自己水源（表流水・地下水）から県水への転換及び水道への加入促進による県水の利用促進

- ・新たに需給契約を締結した市町村等に対する基本料金の一部減額
- ・水道加入促進策を実施する市町村等に対する使用料金の一部減額

⑤ 安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

- ・公益財団法人茨城県開発公社への運転管理業務委託

1,083,477千円 [R4: 1,037,061千円]

⑥ 水道普及啓発活動及び広報の充実

- ・教育現場や各種イベント等を通じた水道普及啓発活動の実施

11,014千円 [R4: 12,572千円]

- ・企業局ホームページ等による情報発信

835千円 [R4: 835千円]

(2) 安定的に工業用水を供給できる事業環境の整備

①安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

- ・公益財団法人茨城県開発公社への運転管理業務委託 [再掲] 512,215 千円 [R4 : 500,215 千円]
- ・那珂川浄水場の運転管理業務・保全業務の一体的な民間委託 (R1 年度～R5 年度)
170,312 千円 [R4 : 170,312 千円]

②新規受水企業を対象とした優遇制度の推進

- ・新規立地企業に対する工業用水道料金の優遇
- ・県南西広域工業用水道事業における管路整備費の一部免除

③新たな需要に対する施設整備の推進

- 新規**・県央広域工業用水道事業における常陸那珂工業団地への配水管整備
970,000 千円 [R4 : 一千円]
- ・県南西広域工業用水道事業における圏央道インターパークつくばみらいへの配水管整備
831,700 千円 [R4 : 871,909 千円]

(3) デジタル化の推進と新技術の導入

①施設管理の効率化に向けたデジタル化の積極的な推進

- ・工業用水スマートメーター導入 (R4 年度～R5 年度) 17,358 千円 [R4 : 36,806 千円]

- 新規**・浄水場における A I を活用した自動運転及び集中監視の推進 (R5 年度～)

- 新規**・保有資産情報の電子化による適切な資産管理の推進 (R5 年度～R6 年度)
25,630 千円 [R4 : 一千円]

②霞ヶ浦浄水場への新たな高度浄水処理施設の整備 <全国初>

- ・オゾン促進酸化処理施設の整備 (R2 年度～R5 年度) 1,075,788 千円 [R4:1,948,683 千円]

- 新規**・高速ろ過池の整備 (R5 年度～R8 年度) 505,385 千円 [R4 : 一千円]

(4) 大規模災害に備えた危機管理対策の強化

①管路の耐震化の推進

- ・管路の耐震化 (H24 年度～R6 年度) 3,552,886 千円 [R4:4,044,264 千円]

②広域水道事業間のバックアップ体制の強化

- ・水戸浄水場・鹿島浄水場間の緊急連絡管の整備 (H28 年度～R5 年度)
195,000 千円 [R4 : 335,000 千円]

③老朽化施設の計画的な改築及び設備更新

- ・涸沼川浄水場の設備更新 (R3 年度～R5 年度) 361,112 千円 [R4 : 299,860 千円]
- ・鹿島浄水場の中央監視制御設備更新 (R4 年度～R6 年度) 883,466 千円 [R4 : 433,737 千円]
- ・水海道浄水場の設備更新に係るバックアップ施設の整備 (R5 年度～R7 年度)
438,064 千円 [R4 : 76,296 千円]

④停電対策の強化

- ・浄水場及び取水場への自家発電設備導入の検討 13,004 千円 [R4 : 一千円]

⑤災害対策訓練の充実

- ・水道事務所等における情報伝達及び漏水等対応訓練の実施
- ・大規模災害に備えた他部局との合同での災害対策訓練の実施

⑥大規模災害時における広域連携の強化

- ・大規模災害を想定した東京都との連携による他事業者からの救援隊の受入れと活動支援の訓練

⑤+⑥ 3,962 千円 [R4: 3,797 千円]

(5) 新たな工業団地の整備等による地域振興

①圏央道沿線地域における新たな工業団地の整備

- ・圏央道インターパークつくばみらいの造成工事等 324,062 千円 [R4:7,637,725 千円]
- ・フロンティアパーク坂東の造成工事等 6,255,200 千円 [R4:5,261,100 千円]

②ひたちなか地区における工業団地の整備

新規・ひたちなか地区土地造成事業における基本・実施設計等 71,000 千円 [R4: 一千円]

③既存工業団地における未造成地の整備

- ・江戸崎工業団地第5号画地の造成工事等 59,646 千円 [R4:1,514,194 千円]

④市町村等と連携した工業団地の立地企業に対するフォローアップ

- ・個別訪問による立地企業のニーズの把握

項目 霞ヶ浦浄水場における高度浄水処理施設の導入について

霞ヶ浦を水源とする霞ヶ浦浄水場（土浦市大岩田）では、最大で水質基準の 200 倍 (2,000ng/L)にも達する「かび臭原因物質」(2-MIB、ジェオスミン)の対応が課題となっており、現在は粒状活性炭による物理的な吸着により処理しております。

当局では、粒状活性炭の再生回数を減らし（カーボンニュートラル）、また、ライフサイクルコストを低減するため令和2年度から、新たな高度浄水処理として「**オゾン促進酸化処理施設**」の整備を進めてきたところですが、令和5年度末に一部の施設が完成、翌6年度から供用を開始する見通しとなりました。

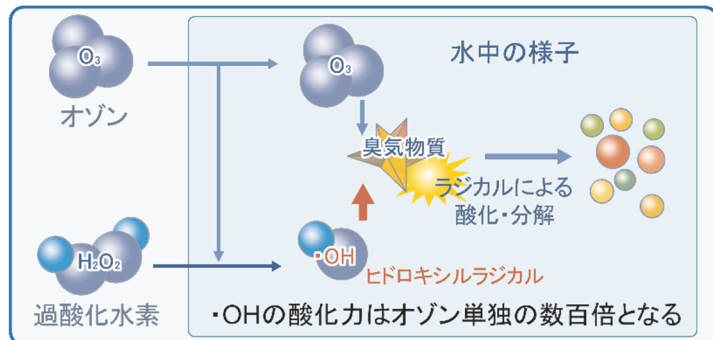
この施設は、日本初となる高度浄水処理であり、最適かつ安定した運転方案の確立のため、平成26年度から霞ヶ浦浄水場で実証実験を進めており、第1期施設にラップして令和5年度から2期施設として後砂ろ過池の整備に着手します。

○導入の効果

- 水質の向上（安定的にかび臭原因物質を除去）
- 経費の削減（浄水処理に係る運転費用などの削減。30年間で▲127億円…①）



オゾン促進酸化処理施設



分解のイメージ

○整備スケジュール

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
オゾン接触池	←				→ 供用開始			
後砂ろ過池				←				→ 供用開始
事業費（億円） （上段：オゾン、下段：砂ろ過）	4.4	16.2	19.0	7.3 5.0	13.6	20.3	13.1	オゾン・計 46.9 砂ろ過・計 52.0

合計 98.9 億円…②

$B(①\text{便益 } 127 \text{ 億円}) / C(②\text{コスト } 98.9 \text{ 億円}) = 1.28$

項目 水道用水供給事業の料金見直し（延期）について

県企業局では3年ごとに、各事業の将来10年間の収支見込を踏まえた料金見直しを行っており、今年度は令和5年度向けに、県南西、鹿行及び県中央の全広域において料金見直しを予定していた。

昨今の燃料費高騰を前提とすれば、料金の引上げも視野に入れざるを得ない状況だが、燃料費高騰が継続するかは現時点で不透明なため、当面の推移を見極めることとし、料金見直しを1年延期とした。

令和5年度において、燃料費高騰及び電力価格の推移等が今後の経営に及ぼす影響等を見極めたいうで、令和6年度から適用する料金について検討する。

なお、受水団体に対しては、料金見直しを1年延期する旨、令和5年1月11日に説明した。

(参考1) 現行料金 (円/㎥)

			現行料金
県南西広域	旧県南	基本料金	1,290
		使用料金	45
	旧県西	基本料金	1,850
		使用料金	61
鹿行広域		基本料金	1,500
		使用料金	54
県中央広域		基本料金	2,020
		使用料金	65

(参考2) 水道用水供給事業（3広域合計）における動力費の状況

区分 \ 年度	R3 当初予算	R4 当初予算	R5 当初予算	R3→R5	
				増減額	増減率
動力費（百万円）	1,178	1,380	2,665	1,487	2.26倍
㎥あたり費用（円）	8.5	9.7	18.6	10.1	2.19倍

令和5年2月28日開会

①

令和5年第1回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

第20号議案

令和5年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	33市町村 2企業団
(2) 年間総給水量	142,741,072m ³
(3) 1日平均給水量	390,003m ³
(4) 建設改良費	
県南西広域水道事業	7,845,089千円
鹿行広域水道事業	1,413,192千円
県中央広域水道事業	1,433,233千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	20,020,440千円
第1項 営業収益	17,724,055千円
第2項 営業外収益	2,284,646千円
第3項 特別利益	11,739千円
支 出	
第1款 事業費用	21,154,064千円
第1項 営業費用	20,111,468千円
第2項 営業外費用	1,018,457千円
第3項 特別損失	12,139千円
第4項 予備費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,313,943千円は、過年度分損益勘定留保資金8,833,299千円、当年度分消費税等資本的収支調整額468,501千円及び建設改良積立金12,143千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,412,755千円
第1項 国庫補助金	540,255千円
第2項 企業債	2,550,100千円
第3項 出資金	951,000千円
第4項 負担金	170,250千円
第5項 他会計補助金	111,625千円
第6項 長期借入金	73,056千円

第7項 関連事業収入	16,469千円
支 出	
第1款 資本的支出	13,726,698千円
第1項 建設改良費	10,691,514千円
第2項 資産購入費	41,819千円
第3項 償 還 金	2,882,791千円
第4項 補助金返還金	105,085千円
第5項 出資金返還金	5,489千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域水道建設事業工事請負契約	令和6年度	974,655 <small>千円</small>
県南西広域水道建設事業工事請負契約	自 令和6年度 至 令和7年度	2,897,728
鹿行広域水道建設事業工事請負契約	令和6年度	408,551
県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和6年度	178,156
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和6年度	47,960
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和6年度	7,496

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	2,550,100 <small>千円</small>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をそ

の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,089,905千円

(2) 交際費 478千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、233,580千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第21号議案

令和5年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	248事業所
(2) 年間総給水量	328,140,106㎡
(3) 1日平均給水量	896,558㎡
(4) 建設改良費	
那珂川工業用水道事業	168,473千円
鹿島工業用水道事業	1,809,308千円
県南西広域工業用水道事業	2,291,464千円
県央広域工業用水道事業	1,538,903千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	13,556,866千円
第1項 営業収益	12,313,011千円
第2項 営業外収益	1,243,855千円
支 出	
第1款 事業費用	13,133,219千円
第1項 営業費用	12,590,725千円
第2項 営業外費用	531,994千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,928,552千円は、過年度分損益勘定留保資金4,535,470千円、当年度分消費税等資本的収支調整額220,641千円及び建設改良積立金172,441千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,132,712千円
第1項 国庫補助金	88,700千円
第2項 企業債	2,268,400千円
第3項 負担金	485,919千円
第4項 基金繰入金	289,693千円
支 出	
第1款 資本的支出	8,061,264千円
第1項 建設改良費	5,808,148千円
第2項 資産購入費	4,132千円
第3項 償還金	2,069,454千円

第4項 補助金返還金 101,508千円

第5項 基金積立金 78,022千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島工業用水道建設事業工事請負契約	令和6年度	323,323 ^{千円}
県南西広域工業用水道建設事業工事請負契約	令和6年度	79,266
那珂川工業用水道事業運転管理業務委託契約	自 令和6年度 至 令和10年度	534,850
県央広域工業用水道事業運転管理業務委託契約	自 令和6年度 至 令和10年度	452,445

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用水道事業	2,268,400 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 729,526千円

(2) 交 際 費 296千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、50,341千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第22号議案

令和5年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業

稲敷土地造成事業

土地分譲 76,000㎡

土地造成費 59,646千円

つくばみらい福岡地区
土地造成事業

土地分譲 596,000㎡

土地造成費 324,062千円

坂東山地区土地造成事業

土地造成費 6,255,200千円

ひたちなか地区
土地造成事業

開発調査 232,000㎡

土地造成費 71,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業収益 24,559,571千円

第1項 営業収益 24,559,392千円

第2項 営業外収益 179千円

支 出

第1款 土地造成事業費用 21,305,339千円

第1項 営業費用 21,099,312千円

第2項 営業外費用 203,627千円

第3項 特別損失 400千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,567,026千円は、過年度分損益勘定留保資金80,585千円及び当年度分損益勘定留保資金19,486,441千円で補てんする。)

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入 6,338,094千円

第1項 企業債 5,983,700千円

第2項 受託工事収入	258,500千円
第3項 関連事業収入	95,894千円
支出	
第1款 土地造成事業資本的支出	25,905,120千円
第1項 土地造成費	6,709,908千円
第2項 資産購入費	12千円
第3項 償還金	19,195,200千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ひたちなか地区土地造成事業 造成関連業務委託契約	自 令和6年度 至 令和7年度	3,841,950 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興事業	5,983,700 千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、13,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 51,714千円
- (2) 交際費 11千円

(重要な資産の処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
1	処分する資産	土地 工業団地	593,000㎡	売払い
		(坂東市山・逆井・生子・生子新田・菅谷)		

令和5年2月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦